

秩父市告示第37号

秩父市森林整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月25日

秩 父 市 長 北 堀 篤

秩父市森林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、荒川の水源地域である市において、針広混交林の造成及び荒廃森林の再生を行い、水源涵養機能、土砂流出・崩壊防止機能等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、スギ・ヒノキ花粉の削減や景観向上を図るため、予算の範囲内において森林整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に森林を所有する者又は市内に森林を所有する者から森林整備の委託を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象森林)

第3条 補助金の交付の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林であって、次のいずれにも該当する森林とする。

- (1) 市内の人工林で、森林整備面積が0.1ヘクタール以上の森林
- (2) 過去5年以内に森林整備が行われていない森林
- (3) 浦山ダム、滝沢ダム、二瀬ダム、合角ダム及び下久保ダムの上流域に位置する保安林を除いた森林

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次

に掲げる事業とする。

(1) 針広混交林造成事業（手入れが遅れた人工林を強度間伐するとともに、広葉樹の植栽や天然更新により広葉樹の導入を図り、針広混交林を造成する事業をいう。）

(2) 荒廃森林再生事業（手入れの遅れやシカ等の被害により、荒廃のおそれがある林地及び再生が困難な林地において、獣害対策及び植栽等の対策工を実施する事業をいう。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、市長が別に定める単価に事業実施数量を乗じた額と補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、秩父市森林整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは秩父市森林整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないときとは秩父市森林整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更交付決定等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父市森林整備事業補助金変更交付決定・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは秩父市森林整備事業補助金変更交付決定・中止承認通知書

(様式第5号)により、適当でないと認めたときは秩父市森林整備事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、秩父市森林整備事業補助金実績報告書(様式第7号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかに調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、秩父市森林整備事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市森林整備事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

秩父市森林整備事業補助金交付申請書

年 月 日

秩父市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

秩父市森林整備事業補助金の交付を受けたいので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

1 補助金申請額 円

2 事業内容及び経費の配分

事業名	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備考
		実施地区	面積(ha) 延長(m)		市補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
	円		
合計			

(2) 支出の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
	円		
合計			

秩父市森林整備事業補助金の交付に係る審査のため、秩父市長が私の市税納税状況について関係課に確認することに同意します。

氏 名

※ 同意されない場合は、未納税額のないことの証明書を添付すること。

※ 添付書類

- (1) 秩父市森林整備事業計画書
- (2) 森林所有者との事業実施に関する協定書
- (3) 森林所有者との森林作業道開設及び使用に係る同意書
- (4) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート

様式第 2 号(第 8 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市森林整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市森林整備事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額

2 交付の条件

様式第3号(第8条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市森林整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった秩父市森林整備事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第4号(第9条関係)

秩父市森林整備事業補助金変更交付・中止承認申請書

年 月 日

秩父市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け ー で交付決定を受けた秩父市森林整備事業補助金について、
(申請内容の変更 ・ 事業の中止)をしたいので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第9条第1
項の規定により次のとおり承認を申請します。

1 補助金申請額(変更後) 円

2 変更又は中止の内容

3 変更又は中止の理由

4 事業の内容及び経費の配分

事業名	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備 考
		実施地区	面積(ha) 延長(m)		市補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

5 収支予算(変更後)

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
	円		
合 計			

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
	円		
合 計			

様式第5号(第9条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市森林整備事業補助金変更交付決定・中止承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった秩父市森林整備事業補助金に係る
(申請内容の変更 ・ 事業の中止)については、次のとおり(変更交付決定 ・ 承認)
することとしたので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により
通知します。

交付決定額(変更後)

円

様式第 6 号(第 9 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市森林整備事業補助金変更不交付決定・中止不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった秩父市森林整備事業補助金に係る
(申請内容の変更 ・ 事業の中止)については、次のとおり(変更交付 ・ 承認)
しないこととしたので、秩父市森林整備事業補助金金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により
通知します。

不交付・不承認の理由

秩父市森林整備事業補助金実績報告書

年 月 日

秩父市長 様

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け ー で変更交付決定を受けた秩父市森林整備事業補助金について、補助対象事業が完了したので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

1 事業の内容及び経費の配分

事業名	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備考
		実施地区	面積(ha) 延長(m)		市補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

2 収支精算

(1) 収入の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
	円		
合計			

(2) 支出の部

区分	予算額	積算の基礎	備考
	円		
合計			

※ 添付書類

- (1) 秩父市森林整備事業実績総括表
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 実測図及び測量野帳

様式第 8 号(第 11 条関係)

—
年 月 日

様

秩父市長

印

秩父市森林整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった秩父市森林整備事業補助金について、
次のとおり補助金の額を確定したので、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第 11 条の規
定により通知します。

補助金交付確定額

円

様式第9号(第12条関係)

秩父市森林整備事業補助金請求書

年 月 日

秩父市長 様

住 所
請求者 氏 名 印
電話番号

年 月 日付け ー で額の確定があった秩父市森林整備事業補助金について、秩父市森林整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種 別	当座・普通	口座番号	